〇 会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)

	_
操	ш
三	三次 三次 コープログ
無「鷹 (魯)	紙 鷹 (叵刊)
寒川с 株式会社	無川鷹 (叵刊)
紙 御~紙 倒 ()	第一章~第四章 (同上)
新石草 計算等	無用劑 (區土)
紙 經 (盤)	無一經 (匠土)
新山徑 · 中	無川經 (匠土)
無 	
第二載 事業報告等の内容	第二款 事業報告等の内容 (第百十八条—第百二十八条)
第一回 通則 (第 百十 八 來)	(
第二目 公開会社における事業報告の内容(第百十九条―第百二十四条)	(整盤)
第三目会計参与設置会社における事業報告の内容(第百二十五条)	(権盟)
第四目 会計監査人設置会社における事業報告の内容(第百二十六条・第百二十七	(権盟)
《	(15-3-1)
第五目 事業報告の附属明細書の内容(第百二十八条)	(権限)
新山教 (磊)	新山
一 統八衛 (格)第 四 (格)	第六章~第八章 (同上)
空型	
(戶業)	((世
無1(条 (客)	無1株 (區土)
(2) (2)	口 (匠山)
σ この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 	요 (區식)
1 ~1 十 (() ()	1~11十 (區刊)
ニナー 関連会社 会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第十八号に	ニナー 関連会社 会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第十九号に
規定する関連会社をいう。	規定する関連会社をいう。
二十二 連結配当規制適用会社 会社計算規則第二条第三項第五十一号に規定する連結配当	二十二 連結配当規制適用会社 会社計算規則第二条第三項第七十二号に規定する連結配当
規制適用会社をいう。	規制適用会社をいう。
1 十 1 十 目 (と)	1 十 1 十 日 (匠 土)

-

(雪扫翁似参析神融)

第十条 法第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により交付すべき創立総会参考書類に 記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

議案及び提案の理由

11~九 (泰)

23 (盤)

(種類株式の内容)

第二十条 法第百八条第三項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項につ いて内容の異なる種類の株式の内容のうち、当該各号に定める事項以外の事項とする。

| ~|1| (密)

四 譲渡による当該種類の妹式の取得について当談妹式会社の承認を要すること 法第百七 条第二項第一号イに掲げる事項

<u>田~</u> (と)

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選 <u>任すること 法第百八条第二項第九号イ及び口に掲げる事項</u>

23 (器)

(妹主名簿記載事頃の記載等の請求)

第二十二条 法第百三十三条第二項に規定する法務省令で定める場合は、炊に掲げる場合とす M_{\circ}

一~九 (略)

を含む。)の規定による売却に係る株式を取得した者である場合において、当該売却に係る 代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2 前頃の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第百三十三条第二 頃に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

| ~|1| (盤)

四 株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同項の規 定による競売又は同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する 書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

五 株式取得者が法第二百三十四条第一項若しくは第二百三十五条第一項の規定による競売 又は法第二百三十四条第二項(法第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。)の 規定による売却に係る株式を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る 代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

(子会社による親会社株式の取得)

第二十三条 法第百三十五条第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場 | 第二十三条 (同上)

(雪均翁公参を書類)

継十条 (回刊)

11~九 (匝刊)

20 (恒刊)

(種類株式の内容)

1~11 (恒刊)

(粧穀)

国~力 (區刊)

(整設)

20 (區刊)

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

港二十二条 (巨山)

一~九 (同上)

20 (區刊)

|~||| (區刊)

四 株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二 頃の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供し て請求をしたとき。

(粧穀)

(子会社による親会社株式の取得)

合とする。

一~十1 (盎)

<u>不可欠</u>である場合(前各号に掲げる場合を除く。) 十三 その権利の実行に当たり目的を達成するために親会社株式を取得することが<u>必要かっ</u>

(株式取得者からの承認の請求)

まっ。 第二十四条 法第百三十七条第二項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とす

一~九 (器)

代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。を含む。)の規定による売却に係る株式を取得した者である場合において、当該売却に係る人、株式取得者が法第二百三十四条第二項(法第二百三十五条第二項において準用する場合

頃に規定する法務省令で定める場合は、炊に掲げる場合とする。2 前項の規定にかかわらず、株式会社が株券発行会社である場合には、法第百三十七条第二

| ~|1| (盤)

書面その他の資料を提供して請求をしたとき。 定による競売又は同条第二項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する四 株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同項の規

代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。規定による売却に係る株式を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る又は法第二百三十四条第二項(法第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。)の五、株式取得者が法第二百三十四条第一項若しくは第二百三十五条第一項の規定による競売

(自己の妹式を取得することができる場合)

する。第二十七条 法第百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合と

| ~力 (を)

要かつ不可欠である場合(前各号に掲げる場合を徐く。)人、その権利の実行に当たり目的を達成するために当該株式会社の株式を取得することが必

(議案の追加の請求の時期)

<u>っては、その期間)前とする。</u>る。ただし、前条各号に掲げる場合には、三日(定款でこれを下回る期間を定めた場合にあ、株主総会の日の五日(定款でこれを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間)前とす第二十九条 法第百六十条第三項に規定する法務省合で定める時は、法第百五十六条第一項の

」~十1 (盤)

○、不可欠である場合(前各号に掲げる場合を徐く。)十三 その権利の実行に当たり目的を達成するために親会社株式を取得することが必要、か

(株式取得者からの承認の請求)

第二十四条 (同上)

1~1 (匝山)

(整設)

2 (교긔)

1~111 (同刊)

て請求をしたとき。項の規定による売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供し四、株式取得者が法第百九十七条第一項の株式を取得した者である場合において、同条第二四

(海設)

(自己の株式を取得することができる場合)

継二十七条 (回上)

一~九 (區刊)

(議案の追加の請求の時期)

る。 株主総会の日の五日(定款でこれを下回る期間を定めた場合にあっては、その期間)前とす第二十九条 法第百六十条第三項に規定する法務省令で定める時は、法第百五十六条第一項の

(単元珠式数)

第三十四条 法第百八十八条第二項に規定する法務省令で定める数は、千<u>及び発行済株式の総</u>一第三十四条 法第百八十八条第二項に規定する法務省令で定める数は、千とする。 数の二百分の一に当たる数とする。

(単元未満株式についての権利)

第三十五条 法第百八十九条第二項第六号に規定する法務省令で定める権利は、炊に掲げるも のかかる。

| ~|1| (盤)

四 法第百三十三条第一項の規定による請求(次に掲げる事由により取得した場合における 請求に限る。)をする権利

ケ~川 (器)

大 法第二百三十四条第二頃(法第二百三十五条第二頃において準用する場合を含む。) の規定による売却

五 法第百三十七条第一項の規定による請求(前号イから【までに掲げる事由により取得し た場合における請求に取る。)をする権利

代・力 (器)

23 (器)

第七十三条 珠主総会参考書願には、炊に閣げる事頃を記載しなければならない。

((と

二 健案の理由 (議案が取締役の提出に係るものに限り、妹主総会において一定の事項を説 明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。)

川 (器)

○○4 (器)

(取締役の選任に関する議案)

雅力十

2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には一 、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(((と)

| 1|| 候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合において第百二十一条第七号に定める重 要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

111・目 (盤)

හ (쌀)

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考 書類には、当該候補者についての次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあって は、第三号から第七号までに掲げる事頃を徐く。)を記載しなければならない。

(単元妹式数)

(単元未施株式についての権利)

継川十月条 (回刊)

|~||| (區刊)

回 (恒山)

√~川 (匝山)

(粧穀)

五 法第百三十七条第一項の規定による請求(前号イから二までに掲げる事由により取得し た場合における請求に取る。)をする権利

犬・力 (區土)

20 (巨土)

港力十川条 (回刊)

1 (恒山)

(粧設)

1 (恒斗)

2~4 (恒刊)

(取締役の選任に関する議案)

継力十 D 条 (回 上)

20 (區刊)

1 (恒型)

二、候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。

111・目 (匠山)

ල (屆刊)

4 (區刊)

一~円 (器)

イ・ロ (略) 大・コ (略) 大 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

の親族その他これに準ずるものであること(重要でないものを除く。)。
、 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内

七~九 (略)

(監査役の選任に関する議案)

継力十七条 (器)

、炊に掲げる事頃を記載しなければならない。 2 前項に規定する場合において、株式会社が公開会社であるときは、株主総会参考書類には

(と)

- 要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実」「候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合において第百二十一条第七号に定める重
- 三 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位

の (盤)

までに掲げる事項を除く。) を記載しなければならない。書類には、次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第七号4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考

一~H (盤)

大 当該候補者が次のいずれかに該当することを当談株式会社が知っているときは、その旨

の観疾その他これに準ずる者であること<u>(重要でないものを徐く。)。</u>の 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内

ニ・モ (略)

七~九 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

には、炊に掲げる事項を記載しなければならない。第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類

一~ (と)

しての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予の者から受ける会計監査人(法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。)と社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これら該株式会社を除く。)若しくは関連会社(当該親会社が会社でない場合におけるその子会当該親会社(当該株式会社に親会社に親会社がない場合にあっては、当該株式会社)の子会社(当株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当談株式会社、その親会社又は

一~五 (同上)

六 (同上)

√・□ (匝山)

の親族その他これに準ずるものであること。ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内

二・ホ (同上)

七~九 (同上)

(監査役の選圧に関する議案)

継力十八条 (回刊)

20 (恒山)

1 (匝刊)

- 二 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)
- 3 (同上) 三 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位<u>及び担当</u>

4 (區刊)

1~円 (匝山)

代 (區刊)

←・□ (匝山)

の親族その他これに準ずる者であること。 ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内

11・长 (同土)

七~九 (同上)

(会計監査人の選任に関する議案)

継九十九条 (回刊)

1~代 (恒刊)

しての報酬等及び公認会計士法第二条第一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予の者から受ける会計監査人(法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。)と社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これら該株式会社を除く。)若しくは関連会社(当該親会社が会社でない場合におけるその子会当該親会社(当談株式会社に親会社がない場合にあっては、当該株式会社)の子会社(当技式会社が公開会社である場合において、当該條補者が当該株式会社の親会社若しくは

当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこ 11°

- 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

第二目 公開会社における事業報告の内容

- 当該取組みが当該株式会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。

- る事項のみである場合における当該事項を除く。)
- 「ロの取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当該株式会社の取締役(取締役会設 置会社にあっては、取締役会)の判断及びその理由(当該理由が社外役員の存否に関す
- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決 定が支配されることを防止するための取組み
- 現に資する特別な取組み
- 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実
- ロ 次に掲げる取組みの具体的な内容の概要
- イ 基本方針の内容の概要
- 本方針(以下この号において「基本方針」という。)を定めているときは、次に掲げる事
- | | | (空) 三 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基
- 第百十八条事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

(証の)

(公開会社の特別)

三 法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項 に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

| | 法第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合

法第四百二十五条第一項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

百二十六条第六項及び第四百二十七条第五項において準用する場合を含む。)に規定する承 認の決議に関する議案を提出するときは、妹主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任 を負わないとされた役員等が得る第百十四条各号に規定する額及び当該役員等に与える第百 十五条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

第八十四条の二 次の各号に掲げる場合において、取締役が法第四百二十五条第四項(法第四

(責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等)

定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

(粧穀)

(整設)

(公開会社の特別)

(事業報告の内容)

第百十八条 (同上)

| • 1 | (區斗)

項を事業報告の内容に含めなければならない。

↑~□ (盤)

(株式会社の会社役員に関する事項)

あっては、<u>第五号</u>に掲げる事項を省略することができる。 掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において委員会設置会社でない株式会社に第百二十一条 第百十九条第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に

は、氏名又は名称) 第七号及び第八号並びに第百二十八条第二項において同じ。)の氏名(会計参与にあって一 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、

11 (2)

(三の)

三三二十二 (四)

| 除る事業報告の内容としたものを除く。) | 解任されたものを除く。)があるときは、次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に対するとは、辞任した会社役員又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって

~ (盤)

意見が<u>ある</u>ときは、その意見の内容ロ 法第三百四十五条第一項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の

((((と

<u>七</u> 当該事業年度に除る当該株式会社の会社役員(会計参与を除く。)の重要な兼職の状況

(株式会社の株式に関する事項)

る事頃とする。第百二十二条 第百十九条第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げ、第百二十二条 第百十九条第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げ

及び当該株主の有する株式に係る当該割合有する株式の数(種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。)る株式の数の割合が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有す

11 (盤)

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

次に掲げる事項とする。第百二十三条 第百十九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、

住している者に限る。以下この条において同じ。)が当該株式会社の新株予約権等(職務一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員(当該事業年度の末日において在

一~四 (同上) げる事項のほか、次に掲げる事項を事業報告の内容<u>としなければならない</u>。

(株式会社の会社役員に関する事項)

あっては、<u>第六号</u>に掲げる事項を省略することができる。掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において委員会設置会社でない株式会社に第百二十一条 第百十九条第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に

ては、氏名又は名称)第三号、第八号及び第九号並びに第百二十八条において同じ。)の氏名(会計参与にあっ一条社役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、

11 (恒型)

四~六 (同上) 三 会社役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実

会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、次に掲げる事項付 当該事業年度中に辞任した会社役員又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総

← (匠刊)

意見が<u>あった</u>ときは、その意見の内容ロ 法第三百四十五条第一項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の

(恒山)

(第三号に掲げる事項を徐く。) | 当該事業年度に係る当談株式会社の会社役員(会計参与を除く。)の重要な兼職の状況

<u> 元・</u> (□ 山)

(株式会社の株式に関する事項)

第百二十二条 (回上)

類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数) 数の株式を有する株主の氏名又は名称及び当該株主の有する当該株式会社の株式の数(種当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数<u>の十分の一以上の</u>

11 (恒山)

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

第百二十三条 (同二)

職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限る。以下この号及び次号において一当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員が当該株式会社の新株予約権等(

新株予約権等を有する者の人数。)を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び執行の対価として当該株式会社が交付したものに限る。以下この号及び次号において同じ

~~((と)

11・11 (盤)

(社外役員を設けた株式会社の特別)

する事頃には、第百二十一条に規定する事頃のほか、炊に掲げる事頃を含むものとする。第百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関

- と当該他の法人等との関係人である」と当該他の法人等との関係人である」ことが第百二十一条第七号に定める重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社社員若しくは法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者之の他これに類する者又は使用ら第五号までにおいて同じ。)が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する」、社外役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号か
- | 条第七号に定める重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関|| 条第七号に定める重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関|| 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが第百二十
- 株式会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。) 類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを当該、業務を執行する社員若しくは法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者<u>その他これに</u>」 は外役員が当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役

四~九 (略)

第三目会計参与設置会社における事業報告の内容

(証の)

継には、

第四目 会計監査人設置会社における事業報告の内容

(乳心)

一~八 (略) ・(略) 第二号から第四号までに掲げる事項を除く。)を事業報告の内容としなければならない。 次に掲げる事項(株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあっては、第百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、

<u>の内容としたものを徐く。)</u> のを除く。)があるときは、次に掲げる事項<u>(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告れ 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によって解任されたも</u>

~・□ (容)

及び新株予約権等を有する者の人数同じ。)を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要

├~ (同山)

11・11 (恒刊)

(社外役員を設けた株式会社の特別)

滞压二十 回条 (巨上)

- 性との関係(重要でないものを徐く。) 三号において同じ。)又は使用人であるときは、その事実及び当該株式会社と当該他の会務を行うべき者(他の会社が外国会社である場合にあっては、これらに相当するもの。第)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは法第五百九十八条第一項の職ら第五号までにおいて同じ。)が他の会社(外国会社を含む。以下この号において同じ。 社外役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号か
- を除く。) 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないもの
- ときは、その事実(重要でないものを徐く。)配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを当該株式会社が知っている、業務を執行する社員若しくは法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者又は使用人の三 社外役員が当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役

四~九 (同上)

(整設)

(会計参与設置会社の特別)

粥百二十 (同上)

(海設)

(会計監査人設置会社の特則)

海百二十六条 (巨山)

1~< (匝山)

って解任されたものを除く。)があるときは、次に掲げる事項丸 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によ

←・□ (回山)

リ (器)

十 (盤)

第五目 事業報告の附属男領書の内容

(温心)

するものでなければならない。第百二十八条 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容と

株式会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。 附属明細書の内容としなければならない。この場合において、当該他の法人等の事業が当該参与を除く。) についての当該兼職の状況の明細(重要でないものを除く。) を事業報告のこれに類する者を兼ねることが第百二十一条第七号の重要な兼職に該当する会社役員(会計締役、執行役、業務を執行する社員又は法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他別 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社であるときは、他の法人等の業務執行取

- は、その意見の内容 、 法第三百四十五条第五項において読み替えて準用する同条第一項の意見が<u>あった</u>とき
- 川 (恒円)

十 (恒山)

(株式会社の支配に関する基本方針)

掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めている場合には、次に第百二十七条 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に

基本方針の内容

- 次に掲げる取組みの具体的な内容

 - 支配されることを防止するための取組み 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が
- | 否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。) | 置会社にあっては、取締役会)の判断及びその判断に係る理由(当該理由が社外役員の存三|| 前号の取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当談株式会社の取締役(取締役会設
 - → 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - 日 当該取組みが当該株式会社の株主の共同の利益を関ならものではないこと。
 - へ 当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

(事業報告の附属明細書)

ければならない。 きは、その旨を含む。) (重要でないものを除く。) を事業報告の附属明細書の内容としな 兼務の状況の明細 (当該他の会社の事業が当該株式会社の事業と同一の部類のものであると 五百九十八条第一項の職務を行うべき者を兼ねる会社役員(会計参与を除く。) についての 公開会社であるときは、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は法第 するものでなければならない。この場合において、株式会社が当該事業年度の末日において 第百二十八条 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容と

(海設)

(監査役の監査報告の内容)

内容とする監査報告を作成しなければならない。 監査役会設置会社の監査役の監査報告にあっては、第一号から第六号までに掲げる事項)を第百二十九条 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項(

一~円 (器)

いての意見大 第百十八条第三号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項につ

力 (器)

23 (器)

無石川十川条 (器)

ひ・の (盤)

当該各号に定める者をいう。4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

(盤)

- と取締役<u>又は</u>執行役」 前等に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行っ
- じ、当該各号に定める者とする。5、当該各号に定める者とする。5、事一項及び第三項に規定する「特定監查役」とは、次の各号に掲げる株式会社の区分に応

| •|| (쌀)

| 台|| 当該通知をすべき監査委員として定められた監査委員|| 古|| 監査委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査委員を定めた場|| 支員会設置会社|| 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める者

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査委員のうちいずれかの者

継[三]十三]朱 (器)

72 (密)

提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して法によって行われるものに限る。) をとる場合における前項の規定の適用については、当該第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置(第二百二十二条第一項る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して3 事業報告に表示すべき事項(次に掲げるものを除く。) に係る情報を、定時株主総会に係

11 (盤)

(監査役の監査報告の内容)

第百二十九条 (同上)

一~片 (同山)

の意見大 第百二十七条に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項について

力 (區刊)

20 (恒山)

第百三十二条 (同上)

2・6 (国土)

4 (區刊)

1 (匝刊)

다 (區刊)

1・11 (恒山)

解 三二十 三条 (同上)

22 (国土)

ന (厘斗)

1| (司上) | 引、第百二十二条第一号並びに第百二十三条第一号及び第二号に掲げる事項|| 第百二十三条第一項第一号から第八号まで、第百二十一条第一号から<u>第六号</u>まで及び<u>第九</u>

```
4~の (器)
 (清算人会の議事録)
継石 日十川条 (器)
23 (器)
3 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
   (松)
1一 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
  ~~ ( と)
  辻、法第四百九十条第四項において準用する法第三百六十七条第三項において
   <u>準用する法第四百九十条第三項の規定により株主が招集したもの</u>
  长・( と)
ニューション (を)
4 (器)
 第百六十七条 法第六百八十四条第二項に規定する法務省令で定める者は、社債権者その他の
仕債発行会社の債権者<mark>及び仕債発行会社の妹主又は社員</mark>とする。
 (社腫旛を巣会参を書類)
```

2~4 (略) 二 (略) 一 議案及び提案の理由 第百七十三条 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)

第百八十二条 (略)

23 (盤)

がないこと)の相当性に関する事項とする。号から第四号までに掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあっては、当該定めの法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項又は法第七百五十一条第一項第二号 第一項第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他

| • | | (20)

三項第三十二号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第百八十四条において三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係(会社計算規則第二条第

```
4~0 (區刊)
```

2 (同上)第百四十三条 (同上)(清算人会の議事録)

ල (區刊)

1 (區刊)

11 (厘円)

/~ (匝刊)

第三百六十六条第三項の規定により株主が招集したもの」 法第四百九十条第四項において準用する法第三百六十七条第三項において準用する法

4 (同士) 三三~七 (同士) ボ・〈 (同士)

(悶覧権者)

社債発行会社の債権者並びに株主及び社員とする。第百六十七条 法第六百八十四条第二項に規定する法務省令で定める者は、社債権者その他の

(社債権者集会参考書類)

第百七十三条 (同上)

11 (匝4)

20~4 (區刊)

(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)

第百八十二条 (同上)

2 (區山)

ෆ (匝겍)

| • | | (區刊)

三項第三十一号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第百八十四条において三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係(会社計算規則第二条第

同じ。)にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主(当該吸収合併消滅株式会社と 共通支配下関係にある株主を除く。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項が ない場合にあっては、その旨)

4~0 (器)

(資産の額等)

第百九十五条 (略)

○○4 (器)

ら 法第七百九十五条第二項第三号に規定する法務省令で定める額は、第一号及び第二号に掲一ら (同上) げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

((と

- 二 会社計算規則第十一条の規定により計上したのれんの額
- 三 会社計算規則第十二条の規定により計上する負債の額(株式交換完全子会社が株式交換 完全観珠式会社(連結配当規制適用会社に限る。)の子会社である場合にあっては、零)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百十八条 法第八百四十七条第四項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載し た書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

→ 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

111 (24)

(縦紅等の指定)

第二百三十四条 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等と|第二百三十四条 (同上) やる。

| ~十| (密)

十六、法第三百十八条第四項第一号(法第三百二十五条において準用する場合を含む。)の 規定による株主総会の議事録
又はその写しの従覧等

十九~ 日十日 (器)

同じ。)にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主(当該吸収合併消滅株式会社と 共通支配下関係にある株主を除く。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項が ない場合にあっては、その旨)

4~0 (區刊)

(資産の額等)

第百九十五条 (同上)

公~4 (區刊)

(恒山)

- | | 会社計算規則<u>第二十条第一号</u>の規定により計上したのれんの額
- 三、会社計算規則第三十一条第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)の規 定により計上する負債の額(株式交換完全子会社が株式交換完全親株式会社(連結配当規 制適用会社に限る。)の子会社である場合にあっては、零)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百十八条 (同上)

1 (恒山)

1) 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

111 (〒41)

(縦紅等の指定)

1~十円 (匝刊)

十六、法第三百十八条第四項第一号(法第三百二十五条において準用する場合を含む。)の 規定による妹主総会の議事録の縦覧等

十九~日十日 (匠十)